2 制度の適正な運用等について

2 制度の適正な運用等について

各都道府県におかれては、介護サービス情報の公表制度(以下「情報公表制度」という。)の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、情報公表制度の施行後2年目に入り、全体の運営としては概ね順調に施行されているものの、介護事業者や利用者等への周知等において十分な理解が得られていない状況も散見されることから、引き続き、情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、次の各事項に留意の上、適正な運用をお願いしたい。

(1)情報公表制度のさらなる普及啓発について

情報公表制度の円滑な実施については、情報の活用主体である利用者等、情報の公表主体である介護事業者の理解が不可欠であることを踏まえ、今後とも引き続き、情報公表制度の利用者等や介護事業者に対する理解促進に努め、普及啓発を積極的に行うことが極めて重要である。

例えば、第三者評価や指導監査と混同されることが無いよう、情報公表制度の趣旨・ 目的等について、地道に理解促進に努めることが重要である。

ア 利用者等(情報の活用主体)に対する積極的な取組

情報公表制度は、利用者による適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する 制度であり、当然、利用者に活用される制度として定着させることが何より重要で ある。

このため、今後とも引き続き、<u>市町村(保険者)をはじめ、地域包括支援センター、</u> 居宅介護支援事業所等関係機関との連携のもとに、例えば、地域の事業者団体へ利用者等に対する周知の協力要請を行ったり、様々な会議等の場において説明を行っていただくなど、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的な取組をお願いしたい。

イ 介護事業者(情報の公表主体)に対する積極的な取組

情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨・目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

このため、各都道府県においては、<u>介護事業者に対して、情報公表制度の趣旨・</u> 目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての理解 が得られるよう、今後とも引き続き、<u>普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力</u>願い たい。

(2) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、また、その際、公表を行うことが望ましい事項等について、平成19年1月29日付で事務連絡等により連絡してきたところである。

ついては、各都道府県においては、各都道府県等のホームページ等を活用して事業 運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて各都道府県における <u>適確な対応</u>をお願いしたい。

(3) 手数料の検証、見直し等について

情報公表制度の初年度においては、手数料の水準の妥当性等について介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられたところである。このため、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる手数料となるような必要な条例の見直し等の取組について、平成19年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議、平成19年1月29日付事務連絡、平成19年2月19日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により連絡してきたところであるが、重ねて各都道宏県における適確な対応をお願いしたい。

(4) 調査員の均質性の確保等について

情報公表制度における調査は、介護事業所が客観的に説明できる事実をもって、それを確認するという作業であり、評価や指導等を行うものではない。

また、原則すべての介護事業所における共通の情報を調査し公表する情報公表制度においては、公表情報の均質性の確保が極めて重要である。

このため、各都道府県においては、調査員の主観によって調査結果が異なる等の事業が生じることがないよう、引き続き、<u>調査員養成研修等の実施に当たっては、調査</u>員の均質性の確保に十分に留意いただきたい。

なお、調査員の調査外の行為(例:自社の紹介等)により、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないよう、<u>指定調査機関に対する必要な指導の徹底</u>についてもお願いしたい。